

**「(仮称)嘉島東部台地土地区画整理事業 環境影響評価準備書」に関する  
熊本県環境影響評価審査会意見**

標記準備書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

**[大気環境]**

**〈騒音・振動〉**

(1) 平成 42 年度における将来交通量を示しているが、事業実施区域内の交通量は現況交通量に比べて大幅に減少している。供用後は人口も増え、自家用車も増えることが予想されるにも関わらず、将来交通量が減少する予測となっていることから、そのような予測となる根拠を示すこと。

また、平成 42 年度における将来交通量において、事業実施区域に東西方向から出入りする将来交通量が、西側 10,300 台/日に対して東側 4,700 台/日であり、2 倍以上の差があるが、そのように予測される根拠を示すこと。

**[水環境その他の環境]**

**〈水質〉**

(1) 仮設沈砂池流出水の SS 濃度算出に当たり No. 8 地点における SS の残留率曲線を用いているが、事業実施区域の土壌の大半は細粒褐色森林土であり、SS の流出は同土壌からと考えられる。No. 9 地点は細粒褐色森林土にあるので、仮設沈砂池流出水の SS 濃度の予測に適当であることから、No. 9 地点の SS 残留率曲線を用いること。

(2) 「重金属類、揮発性有機化合物については、全地点について基準値以下であった。」と記載しているが、資料編に示されたフッ素や重金属類（鉄、マンガン、カドミウム、ニッケル）については、現在の水道水質基準を超過している地点が見られる。測定日である 1999 年当時の水道水質基準で評価したものと推測するが、現行の水道水質基準で再評価すること。

(3) 調整池から流出する濁水 SS 濃度の設定については、調整池から流出する SS 濃度を推定したものではなく、現地河川における SS 濃度の調査結果より推定したものであるため、より適切な値を用いて予測すること。

(4) 「環境配慮事項」や「環境保全に関する基準又は目標」については、「健全な水循環の保全」という視点からの考察も検討すること。

(5) 既設飲料用井戸水における重金属類の測定結果を記載しているが、一般的に考えられる地下水中の濃度よりも高い傾向にあることから、測定結果を確認するとともに、必要に応じて再測定を検討すること。

#### 〈地下水〉

(1) 環境保全措置として、地下水モニタリングを継続実施することとしているが、湧水量の変化がその周囲の環境に与える影響は否定できないことから、事業実施区域の北側にある「にがわ」湧水や「いけす」湧水等における湧水量モニタリングの実施を検討すること。

### [動物・植物・生態系]

#### 〈動物〉

(1) 改定に伴う貴重種の見直しにより、環境省第4次レッドリスト(2012)では、対象事業実施区域内にて確認されたタナカツヤハネゴミムシが情報不足(DD)として追加されていることから、当該種を重要種として追加し、工事の実施による影響について予測、評価を行うこと。

(2) カヤネズミについて、「事業実施区域内に生息するカヤネズミは、生息地である草地を段階的に除草することにより、残置緑地内の草地へと個体移動を促し、種の保全を図る。」とあるが、他の事業における事例を基にその効果を検証し、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。

#### 〈植物〉

(1) 環境保全措置として、類似環境への移植する旨記載があるが、事業区域外の類似環境には、既に同じ種が生育しているなどの理由で、移植個体が生存できる確率は低く、また移植先の個体にも悪影響を及ぼす。これに対して、新たに創成した環境に移植する場合は、移植個体が死亡したとしても、他からの種子等の移入により群落が復活する可能性が高く、またこの方法は一年生植物に対しても有効であるとともに、そのような湿地と周辺環境は絶滅が危惧される動物(カヤネズミや底生動物)の生息場所としても重要である。そのため、例えば調整池周辺など事業実施区域内に生育できるようなより適した場所への移植を検討すること。

- (2) 「類似環境への移植による種の保全」の「実施に伴い生ずるおそれのある環境影響」欄を「無」としているが、生育個体の類似環境への移植は移植先に生育する個体に悪影響を及ぼすおそれがあるため、「無」ではなく「有」とすること。
- (3) 事業実施区域の食物連鎖の基盤は植物・水生生物群落・群集であり、それらは事業実施区域周辺の豊富な湧水によって育まれていることから、事業実施に当たっては、地下水及び湧水の状況についてモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて適切な対策を行うなど水湿地への影響を回避すること。

### 〈生態系〉

- (1) 「工事の実施による生態系注目種に対する影響の予測結果」の区分「特殊性」の「工事中の影響予測」欄に「生息環境は現状のまま維持される。」とし、また、「土地又は工作物の存在及び供用による生態系注目種に対する影響の予測結果」の区分「特殊性」の「存在・供用時の影響予測」欄に「湧水環境は現状のまま維持される。」としている。しかし、開発に伴う改変により湧水量が変化し、それに起因する湧水環境の変化に伴う生態系への影響が生じる可能性は否定できないので、記載内容の見直しについて検討すること。
- (2) 地下水や湧水に関する環境保全措置である雨水浸透施設の設置については、水循環や湧水環境の保全に寄与するため湧水環境に依存する動植物の生息環境の保全に繋がることから、生態系に関する環境保全措置の一つとして記載すること。

### 【景観・人と自然との触れ合いの活動の場】

#### 〈人と自然との触れ合いの活動の場〉

- (1) 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況」に関する調査手法として、「現地調査、資料調査、ヒアリング調査により、活動特性とアクセス特性の把握を行った」としているが、調査結果に「現地調査」の結果の記載はあるものの「資料調査」及び「ヒアリング調査」の結果の記載がないことから、記載すること。

## **〔文化財〕**

### **〈文化財〉**

- (1) 環境影響評価項目として文化財を選定していないが、対象事業実施区域は数多くの埋葬文化財包蔵地を含むことから、文化財の影響に関する予測及び評価の必要性について検討すること。